

平成26年度における景品表示法の運用状況及び表示等の適正化への取組（抜粋）

平成27年6月18日

消費者庁表示対策課

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 国（消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等）

(1) 概況

消費者庁は、景品表示法違反被疑事件について調査を行い、違反する事実があると認められたときは、措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される措置命令の内容等を通知し、弁明書及び証拠書類等を提出する機会を付与し、弁明の内容等を踏まえて措置命令を行っている。

また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、景品表示法に違反するおそれがあるときは、関係事業者に対し、是正措置を採るよう指導している。

平成26年度における調査件数は、前年度から繰越しとなっている202件、年度内に新規に着手した440件の合計642件である。同年度における処理件数は、措置命令が30件、指導が294件のほか、都道府県による処理が適当として都道府県に移送したものが38件、公正競争規約により処理することが適当として当該公正競争規約を運用している公正取引協議会等に移送して同協議会等が処理したものが18件などの合計504件である。

措置命令件数については、平成24年度は37件、平成25年度は45件、平成26年度は30件となっている。

平成26年度に処理したもののうち、公正取引委員会事務総局地方事務所・支所等が行った調査の結果を踏まえて消費者庁が行ったものは、措置命令8件（北海道事務所、中部事務所、近畿中国四国事務所、近畿中国四国事務所中国支所、近畿中国四国事務所四国支所、九州事務所）、指導77件、調査を打ち切ったもの等16件である。

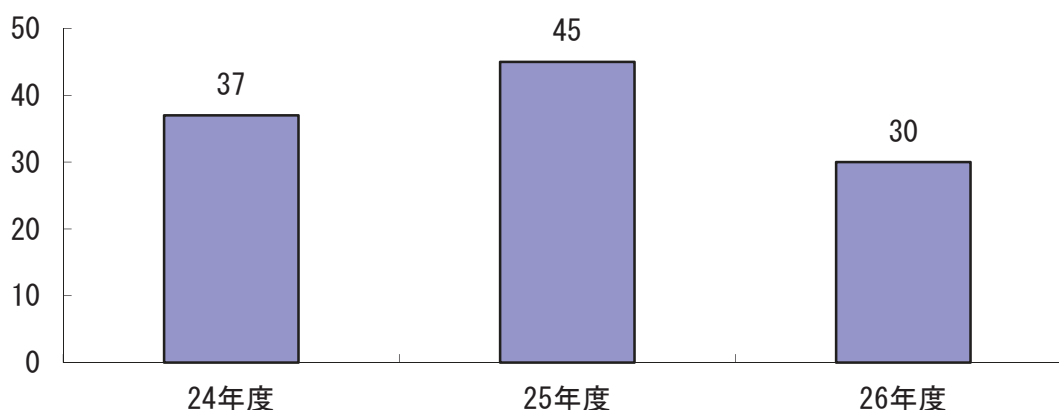
過去3年間の措置命令件数の推移

表1 調査件数等の推移

(単位：件)

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
前年度からの繰越し		170	180	202
新規件数	職権探知	131	128	151
	情報提供 ^{注1}	425 (5,082)	560 (5,858)	289 (6,336 ^{注2})
	小計	556	688	440
調査件数		726	868	642
処理事件数	措置命令	37	45	30
	指導	265	373	294
	都道府県移送	12	15	38
	協議会処理	45	33	18
	打切り等	187	200	124
	小計	546	666	504
次年度への繰越し		180	202	138

(注1) 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適当と思われた情報の件数。括弧内の数字は外部から提供された情報の総数。

(注2) このうち食品表示に関する内容(外食等、役務に分類されるものは含まない。)が含まれる情報件数は853件。

表2 平成26年度における処理事件の商品役務別分類

(単位：件)

商品役務	措置命令	指導	合計
食品 ^{注2}	6	58	64
被服品	1	38	39
住居品	3	18	21
教養娯楽品	1	9	10
教養・娯楽サービス	2	17	19
車両・乗り物	7	13	20
保健衛生品	4	25	29
土地・建物・設備	1	6	7
運輸・通信サービス	0	7	7
教育サービス	2	2	4
金融・保険サービス	0	0	0
その他	4	106	110
合計	31	299	330

(注1) 関係する商品役務が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

(注2) 外食等、役務に分類されるものは含まない。

表3 平成26年度における公正取引委員会地方事務所・支所等が調査を行った事件処理件数

(単位：件)

公正取引委員会 地方事務所・支所等	措置命令	指 導	合 計
北海道事務所	1[2]	4	5
東北事務所	0[2]	7	7
中部事務所	1[0]	13	14
近畿中国四国事務所	1[0]	19	20
中国支所	2[0]	11	13
四国支所	1[1]	6	7
九州事務所	2[3]	14	16
沖縄総合事務局	0[0]	3	3
合計	8[8]	77	85

(注) []内は平成25年度の件数（以下表5まで同じ）

(2) 表示事件の処理状況

平成26年度に措置命令を行った事件は、次のとおり、全て表示事件であり、その件数は計30件である（別紙1参照）。

- ・抗ウイルス・除菌効果等を標ぼうする商品の効果に関する不当表示 1件
- ・学習塾における講師に占める国公立大学・大学院出身者の在籍割合に関する不当表示 1件
- ・健康食品の痩身効果に関する不当表示 4件
- ・失禁パンツの吸収量に関する不当表示 1件
- ・「バイオプレート」と称する器具を用いた治療に関する不当表示 1件
- ・食肉に係る不当な二重価格表示 1件
- ・飲食店で提供される料理の原材料に関する不当表示 1件
- ・旅館で提供される貸切浴場の浴槽における温水及び料理の原材料に関する不当表示 1件
- ・中古自動車の修復歴及び走行距離数に関する不当表示及び中古自動車に関するおとり広告 1件
- ・中古自動車の修復歴に関する不当表示 3件
- ・ホテルで提供される料理の原材料に関する不当表示 1件
- ・飲料の疾病等予防効果に関する不当表示 1件
- ・中古自動二輪車の走行距離数に関する不当表示 3件
- ・虫の忌避効果を標ぼうする商品の効果に関する不当表示 4件
- ・浴場施設における温泉を使用した浴槽の数に関する不当表示 1件
- ・窓ガラス用フィルムの省エネルギー効果に関する不当表示 2件
- ・屋外用シェードの気温低下効果に関する不当表示 1件
- ・漫画雑誌の懸賞企画の当選者数に関する不当表示 1件
- ・通信講座に係る役務の料金割引期間に関する不当表示 1件

第2 表示等の適正化への取組状況

4 その他の表示等の適正化への対応

(2) 「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の一部改定

平成25年12月24日に公表した「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（以下「本留意事項」という。）については、監視指導等の実情を踏まえ、定期的に内容を更新することとされているところ、景品表示法に基づく措置命令を行った事例を追加する等など、本留意事項の一部を改定し、平成27年1月13日に公表した。

5 関係行政機関等との連携強化等

(2) 景品表示法と健康増進法との一体的な執行

国民の健康志向の高まりから、いわゆる健康食品が広く普及している中、インターネット等を利用した広告・宣伝が活発に行われている。このような広告・宣伝の中には、虚偽・誇大広告や不当表示のおそれのあるものも見受けられ、これら虚偽・誇大広告等に対する厳正な法執行が求められている。

上記虚偽・誇大広告等に対しては、景品表示法及び健康増進法による法執行が考えられるところ、消費者庁では、食品表示対策室において、より効果的な法執行を行うため、両法の一体的な運用に努めており、平成26年度においては、景品表示法に基づく措置命令6件及び指導54件のほか、健康増進法第32条の2第1項（誇大表示の禁止。なお、同項は、食品表示法施行に伴い、平成27年4月1日以降、健康増進法第31条第1項へと条文番号が変更されている。）に違反するおそれがある事案について20件の指導を行った。